

新型コロナウイルスに関する令和3年度中の 「不妊に悩む方への特定治療支援制度」の対応について

新型コロナウイルスの影響で治療の延期を余儀なくされたために
年齢制限を超えてしまった場合、年齢制限を緩和することができます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一定期間治療を延期した場合、時限的に、下記のとおり
年齢要件を緩和いたします。（令和3年2月3日現在）

- 対象者の年齢要件 令和2年3月31日時点で42歳の方
（昭和52年4月1日生～昭和53年3月31日生）について
治療期間初日の妻の年齢「42歳以下」→「43歳以下」
- 通算回数の年齢要件 令和2年3月31日時点で39歳の方
（昭和55年4月1日生～昭和56年3月31日生）について
初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が39歳以下：6回
↓
初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が40歳以下：6回

個々の状況に応じたご相談・ご案内による対応をいたしますので、お手数ですが、子ども家庭課担当（028-632-2296）までご連絡ください。